

令和5年7月14日からの令和5年梅雨前線による大雨災害により 自動車に被害を受けられた方へ

(自動車重量税関係)

令和5年8月 秋田運輸支局

令和5年7月14日からの大雨災害により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

下記の地域が被災者生活再建支援法の適用となりましたので、被害を受けて永久抹消登録又は滅失・解体届出を行う自動車について、災害発生日から車検の残っている期間に応じた額の自動車重量税の還付を受けることができます。

災害発生日	被災者生活再建支援法適用「自然災害」	該当区域
令和5年7月14日	令和5年7月14日からの 梅雨前線による大雨災害	秋田県秋田市 秋田県五城目町

なお、お手続きには「自動車重量税の還付申請書(自然災害用)」や罹災証明書等が必要となりますので、詳しくは秋田運輸支局登録部門までお問い合わせください。

◎還付を受けられる金額など、制度の詳細につきましては、国税局のHPをご確認下さい。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/saigai/8016.htm>

《お問い合わせ先》

【登録自動車の永久抹消登録等の手続】 秋田運輸支局 登録部門 (050-5540-2012)

【軽自動車の永久抹消登録等の手続】 軽自動車検査協会 秋田事務所 (050-3816-1834)

【自動車重量税の還付措置の内容】 仙台国税局 消費税課 (代表(022)263-1111)